

災害時避難に不安がある皆さんへ

「個別避難計画」をつくってみませんか

☎福祉課 ☎22-1400

本市では、いつ起こるかわからない災害のために、「災害時の避難に不安をお持ちの方」について、避難場所や避難経路、避難には誰が支援してくれるのか、どのようなサポートが必要かなどを準備する「個別避難計画」を作成しています。

地域の実情に応じた一人一人の具体的な避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、地域の協力を得てあらかじめ作成しておきましょう。

令和3年施行の災害対策基本法改正により、法的根拠を伴う「個別避難計画」策定の努力義務が課されました。

個別計画の作成を希望される皆さんへ

作成を希望される方は、地域の自治会長（自主防災会）や民生委員・児童委員にまずご相談ください。作成にあたって、ご自身で判断ができない場合にはご家族の方でも大丈夫です。

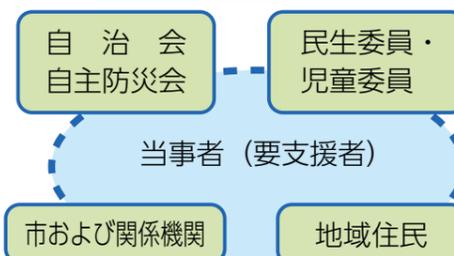
作成には、お話を聞きながらになりますので、多少お時間がかかります。事前に、支援者の候補、避難先・経路を検討しておくことで時間の短縮になります。

また、日頃から地域の方々とコミュニケーションをとっておくことも大切です。

支援者自身も被害に遭う可能性があり、必ずしも支援が受けられることを補償するものではありません。



連携イメージ図



災害時要支援者を支援される皆さんへ

本市では、個別避難計画における支援者となっている住民の皆さんが安心して支援活動が行えるよう、災害補償制度（避難支援者保険）に加入しています。

新規の方は、市に提出された翌月より適用されます。

制度の内容

支援活動中に発生した損害賠償責任とケガを補償する制度です。要支援者にケガを負わせてしまったり、救出時に物を壊してしまったり、また支援者自身がケガを負った場合の適用となります。

対象となる活動

自治体が避難情報を発令し避難所を開設している、災害が発生している、または発生のおそれがある状況で支援活動に従事していること。

例) 避難支援・誘導、安否確認、救出・救護、情報収集・伝達、避難訓練など

くらしのなかの 水道・下水道



2カ月に1回、水道や下水道のしくみ、事業についてお知らせしています。今回は、「下水道の日」と白石市公共下水道長寿命化計画に基づく「マンホール蓋更新工事」についてお知らせします。

☎上下水道事業所 ☎25-5522

■9月10日は「下水道の日」です

昭和36年から毎年9月10日は「下水道の日」とされています。下水道は、私たちが生活を送る上で必要不可欠なもので、汚水をきれいにするための重要な役割を果たしています。本市では、その重要性を皆さんに理解してもらうため、市関連施設にポスターを掲示し、啓発活動を行います。

今年下水道推進標語は、「下水道 みえないところで ファインプレー」です。皆さんも、普段使っている下水道について考えてみましょう。



■古くなった下水道のマンホール蓋を更新しました

マンホールは、下水道管の点検や清掃、修繕のために設けている管理上重要な施設です。マンホール蓋が老朽化すると、ひび割れや破損、蓋表面が削られ、滑りやすくなることで事故につながったり、段差が大きくなると交通の障害になったりします。また、老朽化したマンホール蓋は開閉がスムーズに行えないなど、点検の支障となる場合があります。そのため、「白石市公共下水道長寿命化計画」に基づき、平成28年度から令和4年度までに市中心部など約400カ所のマンホール蓋を更新しました。



▲平成28年度～令和4年度に更新工事を行った箇所



▲更新前の古いマンホール蓋 ▲新しくなったマンホール蓋

本市のマンホール蓋は、古いもので昭和40年代に設置されてから約50年が経過しています。古いタイプの蓋はロック機能や浮上防止機能が付いておらず、早急な交換工事が必要となっていました。より安全な機能の蓋に更新しました。

今後も安全・安心なまちづくりのため、適切な維持管理を推進していきます。

■上下水道の使用開始・中止などの手続きがWebでも可能に！

これまで上下水道の使用開始・中止などの手続きは、上下水道事業所または市役所1階総合案内窓口などで手続きをお願いしていましたが、本年5月からはWebでも手続きが可能となりました。「時間がなくて手続きが…」という方でも、インターネット環境さえあれば都合の良い時間に手続きが可能です。

詳しくは次のQRコードを読み取っていただくか、ホームページをご覧ください。



▲上下水道事業所 ホームページ